

大分県循環器病対策推進計画について

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨：
循環器病対策基本法に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定
- 2 計画の位置づけ：基本法第11条1項に基づく計画
- 3 計画の期間：令和4年度～5年度（2年間）
※第7次医療計画の終期にあわせる

第2章 大分県の現状

- ・死因別死亡者割合 ※R2人口動態統計
第1位 悪性新生物 3,628人（25.1%）
第2位 循環器病 3,610人（25.0%）
- ・循環器病患者数 ※H28患者調査
入院 2,847人 / 日（第2位）
外来 8,173人 / 日（第1位）

第3章 全体目標

- 2040年（令和22年）までに3年以上健康寿命を延伸
【H28】男性71.54歳 女性75.38歳
【R元】男性73.72歳 女性76.60歳 ※人口動態統計
- 循環器病年齢調整死亡率の減少
【現状】脳卒中 男性34.2（全国平均37.8）
女性18.8（" 21.0）
心疾患 男性61.0（全国平均65.4）
女性30.3（" 34.2）
※H27人口動態特殊報告

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進・評価
大分県循環器病対策推進協議会が進捗を把握し、循環器病をめぐる状況の変化や目標の達成状況等を踏まえ、随時計画を見直す。
- 2 各団体等の役割

第4章 個別施策（分野毎の現状・課題と主要な施策の方向性）

- 1 循環器病予防・正しい知識の普及啓発
 - ①生活習慣（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、飲酒、歯・口の健康）や社会環境の改善
 - ②食育、子どもの頃からの循環器病に関する知識の普及啓発
 - ③SNS等を活用した情報発信
- 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - (1) 健診の普及・予防の取組推進
 - (2) 救急搬送、救急医療体制の整備
 - ①迅速かつ適切に搬送可能な体制構築
 - ②救急隊員の知識・技術向上
 - (3) 急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築
 - ①病床機能分化・連携
 - ②在宅医療の推進
 - ③循環器病に対する医療の質の向上、均てん化等
 - ④専門医、専門・認定看護師等の医療従事者の確保
 - (4) 社会連携に基づく循環器病対策、循環器病患者支援
 - ①地域包括ケアシステムの構築推進
 - ②かかりつけ医機能の充実、病診連携の推進
 - ③かかりつけ歯科医等による医科歯科連携・歯科口腔保健の充実
 - ④かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的・継続的把握と指導
 - ⑤切れ目のない看護の提供
 - ⑥栄養士による栄養管理
 - (5) リハビリテーション等の取組
 - (6) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ①情報提供（治療を受けられる医療機関、生活習慣病の知識）
 - ②循環器病における適切な相談支援体制
 - (7) 循環器病の緩和ケア
 - (8) 循環器病の後遺症を有する方に対する支援、治療と仕事の両立支援
 - ①患者の状況に応じた両立・就労支援、経済的支援体制、相談支援体制の整備
 - ②高次脳機能障がい者への支援
 - (9) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
 - ①小児から成人まで切れ目のない医療体制整備、療養生活に係る相談支援・児童の自立支援
 - ②学校健診による早期発見